

明石市立天文科学館展示設備保守点検業務委託仕様書

明石市立天文科学館

明石市立天文科学館の展示設備保守点検業務（以下、「業務」という。）に関して、本業務契約書のほか、下記のとおりとする。

（委託業務内容）

第1条 本契約の業務内容は次のとおりとする。

明石市人丸町2番6号

明石市立天文科学館

展示設備保守点検 1式

2 受託者は前項の業務履行については、契約書の他、本仕様書および別添特記仕様書（以下、「仕様書等」という。）に基づきこれを行うものとする。

ただし、仕様書等に明記されていない業務のうち、本来業務に付随して実施すべきものは、前項各号における関係業務に包含されるものとする。

3 履行期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

（契約履行上の遵守事項）

第2条 受託者は本業務を履行するにあたっては、仕様書等および関係法令などを遵守し、かつ明石市立天文科学館（以下、「当館」という。）の指示事項を遵守しなければならない。

2 受託者は当館が公共施設であることを認識し、常にその趣旨に沿って業務を行わなければならない。

(作業実施計画の承認)

第3条 受託者は本業務を履行するにあたっては、予め作業計画書を作成し、当館の承認を受けた後、実施するものとする。

作業実施日は、作業内容により通常開館日に作業困難な部分については休館日、または館内整理日に行うものとする。

(緊急業務遂行業務)

第4条 受託者は、本履行期間中において契約設備の不時の故障または機能不全に際して当館より通知のあったときは、遅滞なく点検整備するものとする。なお、当該業務の有無に関わらず、毎月当館に報告書を提出するものとする。

(作業完了報告義務)

第5条 受託者は各点検作業完了後、直ちに当館の確認を受けるとともに遅滞なく詳細な結果報告書を書面にて当館に提出しなければならない。

(使用者責任)

第6条 受託者は、受託者の従業員の身元、風紀、衛生、規律および業務中における事故等について一切の責任を負うものとする。

(賠償責任)

第7条 受託者は、受託者または受託者の従業員が本業務履行にあたり、当館または第三者に人的・物的損害を与えた場合は、不可抗力若しくは正当な理由による場合を除き損害賠償の責を負うものとする。

(委託料の支払い)

第8条 受託者は、契約金額を2で除した金額を、9月末および3月末に請求し、当館は、確認の後、1か月以内にこれを支払うものとする。ただし、2で割り切れない場合は最終支払い回で調整するものとする。

1回目： ¥*, ***, ***円 (消費税を含む)

2回目： ¥*, ***, ***円 (消費税を含む)

(資材機器などに係る費用の負担)

第9条 受託者は、本業務履行について必要な資材機器のうち、特記仕様書に記載する点検作業経費、交換部品、雑材および従業員にかかる経常経費については、すべて負担するものとする。ただし、本業務履行に必要な光熱水費は、当館が負担するものとする。上記以外に発生する、補修費用等については、その都度見積を行うものとするが、その際発生する調査費用ならびに出張作業料は、本委託費に含むものとする。

令和4年度

明石市立天文科学館 展示設備保守点検業務委託特記仕様書

明石市立天文科学館

保守点検作業内容詳細

1. 月例巡回点検の実施

受託者は、毎月1回、明石市立天文科学館（以下当館という。）の該当展示物を巡回点検しなければならない。その際発見した展示物の不具合点については、当館の職員に報告するとともに、軽微な不具合点については、その場で対処するものとする。また、漏刻については、水の入れ替え、各槽および配管の清掃を毎月行うものとする。

ただし、軽微な不具合点とは、取り付け部分の増し締め、当館が予備部品を保有する電球などの部品交換および危険箇所の保護措置等とする。

2. 定期保守点検の実施

受託者は、別紙のチェックリストにより該当展示品の保守を行うものとする。保守の実施は、造作関係、制御関係、PCネットワーク関係を各1回ずつ実施するものとする。

3. オンコールによる保守の実施

受託者は、突発的な展示品の不具合について、当館から保守要請を受けた場合、速やかに対応するものとする。その連絡窓口として、土・日曜、祝日でも連絡可能な連絡先を設け、契約時に当館へ届け出るものとする。

4. 保守点検作業の実施日について

1. の月例巡回点検は、開館日に実施するものとし、また2. の定期保守は、休館日および館内整理日に実施するものとする。受託者は、事前に、その実施日時を連絡し、当館の了承を得るものとする。

5. 費用負担について

受託者は、別紙チェックリストに記載する定期交換部品および定期オーバーホール作業に係る費用を負担するものとする。それ以外に毎月10,000円以内の雑品の費用を負担するものとする。

6. その他

本特記仕様書に記されない内容については、受託者および当館の協議により決定するものとする。